平成２３年（フ）第８７７号
川崎市高津区千年876番地　きさらぎハイツ103
破産者　柏木みつ江
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８号
富山県高岡市京田523番地
破産者　澤田　絹子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５５７号
石川県白山市橋爪町749番地47、従前の住所石川県能美市莇生町17番地
破産者　南山　英雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６３４号
金沢市戸水１丁目175番地１　エコポット１号室、従前の住所金沢市諸江町中丁265番地１　レオパレスパラーム　ユーマ202号、従前々の住所名古屋市天白区元植田３丁目1604番地、従前々々の住所愛媛県松山市上野町774番地　雇用促進住宅２―306号
破産者　宇都宮一彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
金沢市城南２丁目40番41号
破産者　谷口与士彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７号
長野市大字石渡23番地49
破産者　日高　　誠
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1487番地
破産者　藪下　弘一
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
静岡市駿河区下島615番地の33
破産者　左右田武幸
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０号
静岡県磐田市赤池376番地３
破産者　山本美枝子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
静岡県浜松市中区元城町104番地の４　元城シティハイツ207
破産者　水野　一美
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
静岡県浜松市中区富塚町3876番地の103
破産者　河合　雅子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県多可郡多可町加美区箸荷558番地
破産者　今中　哲也
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５０２号
愛媛県松山市本町５丁目８番地４、住民票上の住所愛媛県松山市南江戸１丁目13番７号406号
破産者　本田　博徳
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４７号
愛媛県松山市美沢１丁目６番４号
破産者　中岡　雅彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７０号
愛媛県伊予市大平甲1996番地
破産者　谷本　幸謙
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
宮崎県都城市山田町山田2407番地　日高鈴宅
破産者　小林　弘行
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第９１４号
埼玉県川口市大字大竹262番地の９、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行原930番地の34　グリーンタウン安行東７―501
破産者　鶴見　　登
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
宮城県塩竈市梅の宮８番１号　セジュール夢蔵102号
破産者　相澤　友紀
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
埼玉県日高市大字高萩2119番地44、前住所埼玉県坂戸市大字片柳2331番地５　ハイツ片柳103号室
破産者　飯沼　淳一
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部